

成果目標5 障害児支援の提供体制の整備等

～本市の状況・今後の考え方～

- (1) 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築
→児童発達支援センターあおぞら園の運営に指定管理者制度を導入。地域社会への参加や包括(インクルージョン)を推進。
- (2) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築 →本市には保育所等訪問支援事業所は2事業所(令和3年3月時点)。
- (3) 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
→本市には重症心身障害児の受け入れ・対応を個別に行っている事業所があります。地域のニーズに対応した支援体制の充実を目指します。
- (4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 →「鎌倉市発達支援システムネットワーク」の推進協議会を設置。

障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援の提供体制を整備することが求められています。

成果目標6 相談支援体制の充実・強化等

～本市の状況・今後の考え方～



本市では、地域における相談支援体制及び関係機関のネットワークの強化等を目的として、基幹相談支援センターを設置しています。
基幹相談支援センターと連携し、相談支援事業所が実施する相談支援の更なる充実等、地域の相談支援体制の強化を図ります。
また、各種のニーズに対応できる総合的相談支援や障害の種別に応じた専門的な相談支援の実施体制を確保していきます。

更なる相談支援体制の充実・強化等を推進するために、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制を強化する体制の確保が求められています。

成果目標7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

～本市の状況・今後の考え方～

障害福祉サービスの質を向上させるための取組の強化を図るため、県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加を通して、障害福祉サービス等について理解を深め、適切なサービスを提供できるようにします。
障害者自立支援審査支払システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と審査結果を共有する機会を設けます。
県が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の結果の情報を共有に努めます。

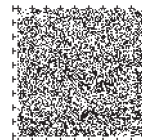
障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参加している中、障害者総合支援法の目的を果たすためには、利用者が真に必要な障害福祉サービス等の提供を受けられるようにする必要があります。サービス等の質の向上に向けた取組を強化することが求められています。



～ 障害福祉サービス等の見込量 ～

本計画では、令和元年度(2019年度)に市が実施した「障害者福祉計画策定に係るアンケート調査」及び「鎌倉市障害福祉サービス提供実態調査」の結果から障害者等のサービス利用に関する意向や今後のサービス提供事業所の動向も勘案し、見込量を設定しました。また、地域生活支援事業に関しては、各事業の特性や過去の実績等を踏まえて見込量を算定しています。

これらの見込量の確保に努め、強度行動障害や高次脳機能障害を含めた障害児者に対して、サービスの提供において適切な支援体制の充実を図ります。



令和3年(2021年)3月発行
発行:鎌倉市 編集:健康福祉部 障害福祉課 鎌倉市御成町18番10号
TEL:0467-23-3000(内線 2693) FAX:0467-25-1443



概要版

第3期鎌倉市障害者基本計画

(平成30年度(2018年度)～令和5年度(2023年度))

第6期鎌倉市障害福祉サービス計画

(第2期鎌倉市障害児福祉計画を含む)

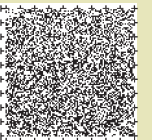
(令和3年度(2021年度)～令和5年度(2023年度))

「鎌倉市障害者基本計画」は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を計画的に推進することを目的とする障害者基本法に基づく計画です。

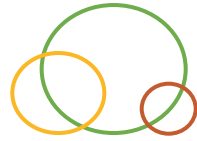
重点課題に対し、各分野で様々な取組を行っていきます。

「鎌倉市障害福祉サービス計画」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援法」という)に基づき、国から示された基本指針を踏まえ、成果目標や障害福祉サービスの見込み量などを設定するものです。

児童福祉法による障害児福祉計画は、障害者総合支援法の障害福祉計画と一体的に策定することができるため、障害児に対するサービス計画を含んだものとして策定します。



鎌倉市障害者基本計画



将来目標

障害のある人もない人もだれもが一生にわたり、健やかで安心して地域で暮らせるまち

将来目標実現に向けての基本的視点

- (1)地域社会における共生 (2)差別の禁止 (3)当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- (4)障害特性、性別、年齢による複合的困難等に配慮したきめ細かい支援

重点課題1 共生社会実現に向けた取組

～施策の展開～

差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- (1)障害を理由とする差別の解消の推進 (2)権利擁護の推進、虐待の防止

すべての障害者が、障害者でない者と平等に基本的人権を有するとして、市民の障害への理解を進め、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を推進し、障害者の自立と社会参加を支援します。



重点課題2 安全・安心に暮らせるまちづくりの推進



～施策の展開～

安全・安心な生活環境の整備

- (1)バリアフリーのまちづくりの推進 (2)災害時・緊急時対策の推進 (3)住宅入居の支援

情報提供・意思疎通支援の充実

- (1)配慮のある情報提供の推進 (2)意思疎通支援の充実

障害のある人もない人も、だれもが安心して地域で暮らせるように、バリアフリーのまちづくりを推進します。災害時や緊急時の障害者への情報提供や安全確保について、庁内関係課や関係機関との連携を強めます。避難所において、障害の状態や障害特性に応じた配慮を行います。

重点課題3 地域での生活を支援する体制の充実

～施策の展開～

福祉・生活支援の充実

- (1)相談支援の充実 (2)生活支援の充実 (3)日中活動支援の充実

保健・医療の推進

- (1)健康づくりの推進 (2)医療サービスの給付

子どもへの支援の充実

- (1)早期発見、早期療育の推進 (2)障害特性に応じた保育、教育の充実

様々な状況にある障害児者とその介護者の地域での生活を支援するため、基幹相談支援センターを中核とする関係機関等の相談支援のネットワークを強化し、相談支援体制の充実を図ります。また、在宅での生活を支える障害福祉サービス等の提供体制や、地域での生活拠点となるグループホーム等の社会資源の充実を図っていきます。



重点課題4 働く場の充実と就労支援の推進

～施策の展開～

雇用・就労支援の推進

- (1)継続的な就労支援の推進 (2)多様な雇用の促進

障害者の自立と社会参加を推進するため、障害者への就労支援を推進します。就労移行支援事業等の利用や、雇用奨励金の給付、就労後の定着支援など、一般就労に向けた支援を推進します。また、就労支援関係機関等と連携し、地域における障害者の雇用促進や就労支援に向けた取組を進めていきます。



第6期鎌倉市障害福祉サービス計画



「鎌倉市障害者基本計画」の中で、福祉・生活支援などの施策となっている障害福祉サービス及び障害児通所サービス等の給付などに関して、具体的な成果目標や見込量などを設定しています。

成果目標

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、国が示した基本指針に即して、必要な障害福祉サービスや障害児通所支援などの提供体制の確保に向けた本市の成果目標や今後の考え方を示します。

成果目標1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

～本市の成果目標～

地域生活への移行を進める観点から、施設入所者のうち、地域生活(グループホーム、一般住宅等)に移行する人の目標値を設定します。



(1)福祉施設から地域生活への移行者数

令和元年度末の施設入所者数111人のうち、7人が地域生活へ移行。

(2)施設入所者数の削減

令和元年度末の施設入所者数111人から、2人削減。

成果目標2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

～本市の状況・今後の考え方～

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を推進するため、支援体制を構築し、取組を推進することが求められています。

鎌倉市障害者支援協議会の精神保健福祉部会を年4回程度開催し、精神障害者が暮らしやすい地域体制の構築に向けて地域の課題を共有しながら、協議を重ねます。県と連携を図りながら精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。



成果目標3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

～本市の状況・今後の考え方～

障害者等が地域で安心して暮らしていけるよう、地域支援のための拠点の整備や、地域の事業者が機能を分担して担う体制等の整備の推進が求められています。



地域生活支援拠点に集約される機能を、地域の中の複数の機関が連携して担う“面的”な体制を基本として整備し、既存の資源を活かしながら支援体制の整備の推進と充実を図ります。鎌倉市障害者支援協議会等にて年1回以上、運用状況の検証及び検討を行います。

成果目標4 福祉施設から一般就労への移行等

～本市の成果目標～

福祉施設の利用者のうち、就労支援施設等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)を利用して一般就労へ移行する人、また、移行する人のうち、就労定着支援を利用する人の数及び就労定着支援事業を利用した人の職場定着率について、目標値を設定します。

(1)福祉施設から一般就労への移行者数

令和元年度の移行者数31人の1.29倍(40人)が一般就労へ移行。

(2)就労定着支援事業の利用者数

令和5年度の就労移行支援事業等による一般就労移行者10人のうち7割が就労定着支援事業を利用。

(3)就労定着支援事業所ごとの就労定着率

令和5年度の就労定着率が8割以上の事業所の割合を7割に。

